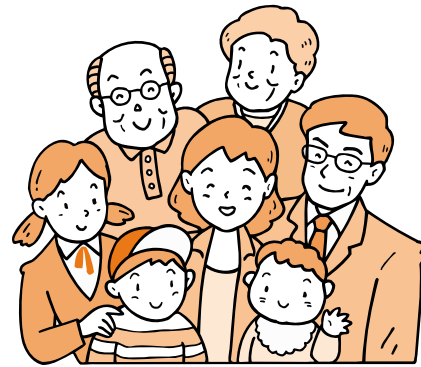


大分市男女共同参画推進条例 が10月1日から施行されます

I 条例施行までの流れ

平成16年7月に大分市男女共同参画推進懇話会から男女共同参画社会実現のための条例制定の提言を受け市民の方とともに策定準備をしました。

平成18年2月に行なわれたパブリックコメントでのご意見を踏まえて、6月の定例市議会で可決成立。10月1日より施行されることになりました。



II 条例の必要性

現状

男性優遇と感
じる人の割合
が70%を越
えています。

ドメスティック・バイオ
レンス(DV): 女性のほ
ぼ3人に1人が被害を受
けたことがあると答えて
います。

少子高齢化など社会経
済情勢が急速に変化し
ているなか、女性の社
会進出が進んでいます。

このような現状に対応するために

男女がその人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、それぞれが十分に能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

そのため条例を制定し、市と市民等が協力して男女共同参画社会の実現を目指します。

III 基本となる5つの考え方

1. 男女の人権の尊重

男女が、性別によって差別されることなく、個人として能力を發揮できるようにしましょう。

2. 社会における制度又は慣行への配慮

たとえば「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担や慣行などが活動の選択を妨げないよう配慮しましょう。

3. 政策・方針の立案及び決定への共同参画

男女が、政策や方針の立案及び決定に共同して参画できるようにしていきましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が、子育てなどの家庭生活においてお互いに協力し、仕事やさまざまな活動と両立できるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

国際社会の一員として国際的協調のもと男女共同参画を進めましょう。

IV それぞれの役割が決められています。みんなで取り組みましょう。

市の役割	市は男女共同参画推進に関する施策を総合的に策定、実施するとともに男女共同参画の観点に立って、市の施策を実施します。
市民の役割	職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野で男女差別をなくし、市が実施する施策に協力しましょう。
事業者の役割	職場において男女が対等に参画できるようにし、仕事と家庭が両立できる環境を準備しましょう。
自治会の役割	自治会など地域活動において男女が協力しあい、男女共同参画を推進しましょう。
教育に携わる人の役割	あらゆる分野で教育に携わる人は男女共同参画の考え方を尊重し男女共同参画の意識を育てましょう。

男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを禁止しています。

広告物の表現は性別による権利侵害とならないように配慮しましょう。



基本的施策

大分市男女共同参画基本計画の策定など男女共同参画推進のための基本的施策を規定しています。

苦情等の申出への対応

市が公正・中立な機関として設置した男女平等推進委員に男女共同参画に関する施策や性別による差別的取扱い等による権利侵害について申出をすることができます。(窓口は大分市男女共同参画推進室 専用電話 537-5676)

男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関し調査・審議するため大分市男女共同参画審議会を設置します。